

第42回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和3年8月11日（水）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 42 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和3年8月11日（水）14時00分～15時28分

2. 場 所

神戸地方合同庁舎3階 第6共用会議室（神戸市中央区海岸通29）WEB会議

3. 出席委員等

（1）委 員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

和歌山県 大川 恵三

大阪府 岡 修

兵庫県 田沼 政男

広島県 濱松 照行

山口県 梅田 孝夫

徳島県 岡本 彰

香川県 嶋野 勝路

愛媛県 武田 晃一

福岡県 瀧口 克己

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 山口 敦子

学識経験者 副島 久実

（2）参考人

綿井 良隆（一般社団法人 全日本釣り団体協議会専務理事）

高橋 裕夫（公益財団法人 日本釣振興会事務局長）

桜井 駿（一般社団法人 日本スポーツフィッシング協会理事）

4. 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）その他

5. 議事の内容

(14 時 00 分開会)

○岩本所長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第 42 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。私は、事務局の瀬戸内海漁業調整事務所長の岩本でございます。よろしくお願いいたします。

今回も、新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議形式で開催しております。また、岡山県の淵本委員、大分県の藤本委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数 14 名のうち、定足数である過半数の 12 名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第 156 条で準用いたします同法第 145 条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、今井会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○今井会長 今井でございます。私は会長を拝命しております今井一郎と申します。委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中、また大変急な参集にもかかわらず、委員の皆様におかれましては御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。3 月の委員会では、次回は 11 月頃に開催予定と事務局から御案内がありましたけれども、今般急遽、遊漁のクロマグロの採捕について委員会での協議が必要ということで、臨時の委員会を開催することとなりました。

本日は、水産庁から魚谷資源管理推進室長に御出席をいただいております。また今回は、クロマグロの遊漁に関する協議ということで、参考人として一般社団法人全日本釣り団体協議会の綿井様、それから公益財団法人日本釣振興会の高橋様、そして一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の桜井様に御出席をいただいておりますので、後ほど御意見を承りたいと思います。

また、ウェブ会議形式での開催も 4 回目となりました。若干慣れてきた面もあるかと思いますが、委員の皆様方からは、ぜひ忌憚のない御意見、御質問などを賜りた

いと存じます。

それでは、本日御臨席いただいております水産庁の魚谷資源管理推進室長から委員会の開催に当たり、一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○魚谷資源管理推進室長 水産庁の資源管理推進室長をやっております魚谷でございます。第 42 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が続く中で、水産業に携わり、食料生産のために日々事業継続に努めていただいている漁業関係者の皆様に、この場をお借りしまして、心からの御礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この委員会ですね、広域に分布・回遊する魚種の資源管理に係る漁業調整を行うことを主な目的としまして、平成 13 年の漁業法改正により設置されたものでございます。昨年 12 月 1 日に施行された新漁業法の下においても、引き続き皆様の御意見を賜りながら、委員会の機能を果たしていくことが期待されているところでございます。

本日の会議でございますけれども、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について御審議をいただくこととしております。クロマグロの遊漁に関しましては、本年 3 月に委員会で御審議いただき発出された委員会指示に基づいて、本年 6 月 1 日からの小型魚の採捕禁止と大型魚の採捕の報告が義務づけられたところでございますけれども、その後の遊漁における採捕の状況を受けて、追加的な措置について御審議いただくというものでございます。この議題につきましては、7 月 29 日に太平洋広域漁業調整委員会、同 30 日には日本海・九州西広域漁業調整委員会において先行して議論が行われ、それぞれ同日付で委員会指示が発出されたところでございます。委員の皆様をはじめとする瀬戸内海の漁業関係者にとって、また一般の遊漁者にとって、御関心が高い議題だというふうに考えております。

ウェブ会議という制約もございますけれども、委員の皆様方におかれましては、これまでの様々な御経験、御知見をもとに、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたいというふうに考えております。

さて、本日の会議から外れますけれども、皆様御承知のとおり、約 70 年ぶりに大幅改正された漁業法が昨年 12 月に施行されております。その最も大きな柱が資源管理となっておりまして、この新たな資源管理においては、持続的に生産可能な最大の漁獲量、MSY の達成を目標とし、数量管理を基本とする資源管理を行っていくということになっております。

水産庁といたしましては、地域ごとの漁業の実態を踏まえつつ、昨年 9 月に作成、公表しました「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に盛り込まれた行程を、一つ一つ着実に実行していきたいというふうに考えております。

その一方で、関係者の皆様からは御不安、あるいは御懸念の声も寄せられております。水産庁としては、まず、各浜の皆様にも水産庁としての考え方を御説明する機会を設けていただき、水産庁としては、皆様からの御意見をしっかりお聞きして、お互いの理解が進むように努めたいと考えております。この件に関連しましても、引き続き委員の皆様の御理解、御協力を賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、本日の会議が有意義なものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となるように、また新型コロナウイルス感染症の収束と本年の関係者の皆様の操業の安全を祈念して、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○今井会長 魚谷資源管理推進室長、どうもありがとうございました。

なお、海区漁業調整委員会の任期満了に伴う委員の交代で、新たに 2 名の府県互選委員が 4 月から 9 月末までの補欠委員として着任されておりますので、御紹介いたします。一言、御挨拶をいただければ、ありがたいと思います。

まず最初に、香川県の嶋野委員でございます。よろしくお願いいたします。

○嶋野委員 ただいま、紹介いただきました嶋野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございます。

それでは引き続きまして、福岡県の瀧口委員でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○瀧口委員 御紹介いただきました福岡県の瀧口でございます。よろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。それでは、こちらこそどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日使用いたします資料の確認を事務局からよろしくお願いいたします。

○岩本所長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料でございますが、まず、本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明させていただく資料として、資料1－1から資料1－3までが遊漁のクロマグロの採捕に係る委員会指示に関するもの。また、参考資料といたしまして、前回の3月の委員会で決定した遊漁のクロマグロに関する委員会指示をお配りしております。

配付資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局のほうまで御連絡いただければと思います。

○今井会長 どうもありがとうございました。

皆様の資料はそろっておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次にウェブ形式での委員会の進行に当たっての注意事項について、事務局のほうからお願いいたします。

○岩本所長 現在、出席されている全ての委員につきましては、問題なく接続されている状況でございます。ウェブ会議では、同時に多数の発言がある場合、会議の進行が滞る可能性がございますので、会議中は、皆様全員マイクをオフとしていただ

きたいと考えております。発言したい場合はチャット機能を活用していただくか、音声で例えば「会長、〇〇です。発言よろしいですか。」と、このように発言の意思を表示していただいて、必ず会長の許可を得てから発言をお願いいたします。

また、やむを得ない理由によりまして、会議中に離席する場合は、先ほどの手順で会長の許可を得てから離席し、戻り次第、その旨を会長に報告するようにしていただきたいと思います。

万が一、通信状況の悪化等によりまして会議に参加できない状況になった場合には、例えば、会議の音声が聞こえなくなった、映像が見られなくなった、発言を求めるための発言をしても会長から反応がない、このような事態が発生した場合には、速やかに事務局まで電話でお知らせいただければと思います。電話番号につきましては、078－392－2284 となっております。

事務局からは以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。議長としましては、要点を絞った議事進行に心がける所存でございます。委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出を行いたいと思いますが、本委員会事務規程第 12 条により会長の私から御指名させていただきたいと存じます。大阪府の岡委員、広島県の濱松委員、以上お二方に本日の委員会に関わる議事録署名人をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

傍聴会場にお越しいただいた報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますようお願いいたします。

それでは、議題 1 の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてです。

本年 3 月の委員会において、遊漁のクロマグロに関する委員会指示を発出し、6 月から委員会指示に基づく新たな規制を開始したところでございます。内容としては、

30 キログラム未満の小型魚については、採捕禁止。30 キログラム以上の大型魚については、採捕の報告を義務づけるというものでございます。

開始当初から水産庁の想定を大幅に上回るペースで、大型魚の採捕報告があるとのことでございます。このままでは、我が国全体のクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す懸念があることから、当委員会においても今後の追加の規制の検討が必要ということで、水産庁より資料の説明をお願いいたします。

○権藤課長補佐 水産庁管理調整課の権藤と申します。私のほうから資料の御説明をいたします。まず、お手元の資料 1－1 を御覧ください。瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による遊漁のクロマグロ（大型魚）の採捕の制限についてです。

まず、1 番目の経緯で、ただ今、今井会長のほうからも御説明があったところですが、まず（1）といたしまして、本年 3 月に発出されました広域漁業調整委員会の指示第 38 号に基づきまして、本年 6 月 1 日から以下の 2 点について義務づけられております。まず、1 点目といたしまして、30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止。また、2 点目といたしまして、30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告となっております。

この委員会指示のほうが発出され、実際にスタートしまして 6 月 1 日以降から、特に日本海におきましてクロマグロを対象とした遊漁が盛期を迎えておりまして、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れが生じたところです。具体的な数量といたしまして、6 月 1 日から 16 日と、約半月間の採捕量ですが、これが 10.8 トンと。それで、これまで都道府県のほうに登録しております遊漁船業者のほうから、都道府県を通じて、ここ数年間、毎年アンケートによりましてクロマグロの採捕量を把握していたところですが、直近の昨年 1 年間、令和 2 年の 1 年間でも 10.2 トンということで、これが僅か半月余りで 10.8 トンということで、もともと国の留保として全体で 81.7 トンありますが、そのうち 50 トン程度は漁業における突発

的な漁獲の積み上がりへの備えに必要です。また、10 トン程度は水産高校等の試験研究等による漁獲への充当分として必要と。差引きしますと、20 トン余りが大体遊漁のほうに割当てられると言いますか、留保枠として対応できる量というところで、10 トン以上が僅か半月余りで積み上がったということでございます。

続きまして、(3) のこのため、6 月 17 日に令和 3 年 12 月末までの期間、日本海・九州西海区において、クロマグロを目的とした遊漁を控えるように、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところですが、今後、協力要請では歯止めが利かず、さらに遊漁者によるクロマグロ（大型魚）の採捕が高水準で推移すればということで、その後、6 月末、1 か月の時点で、14.7 トンとなりまして、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すこととなります。

(4) といたしまして、以上のことから、遊漁者によるクロマグロ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるというのが、今回の経緯でございます。

続きまして 2 番目の、委員会指示第 39 号（案）の概要ということで、まず(1) といたしまして、クロマグロ（大型魚）の採捕の制限と。委員会会長は、遊漁者によるクロマグロ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め遊漁者によるクロマグロ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示いたします。それで、遊漁者は、公示によりクロマグロ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、クロマグロ（大型魚）を採捕してはならないというものでございます。

また、指示の有効期間といたしましては、委員会指示第 38 号の有効期間である令和 4 年 5 月 31 日までとします。

また、3 番目として、指示に違反した者への対応方針といたしまして、こちらまた後ほど、資料 1－3 のほうで御説明いたしますが、委員会指示第 38 号の 2 及び 3 並び

にこの指示の２の（２）に違反した者への対応方針について別に定めるものとしております。

続きまして、資料１－２を御覧ください。こちらが委員会指示第３９号（案）でございます。先ほど御説明した内容というのが、２のクロマグロ（大型魚）の採捕の制限ということで、先ほど御説明した内容が記載されております。また指示の有効期間もこちらに記載のとおりというふうになっております。

続きまして、資料１－３を御覧ください。瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第３８号、こちら３月に発出されたものですが、あと今回発出します第３９号に基づく遊漁者のクロマグロの採捕の制限の違反者への対応方針（案）というものでございます。まず、瀬戸内海広域漁業調整委員会は、広域漁業調整委員会指示第３８号及び第３９号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のように定めると。

まず、１点目といたしまして、委員会指示の適切な実施を図るための対応と。委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施と。あとは、水産庁も必要に応じまして、関係都道府県等と現地調査を実施と。

また、（２）としまして、会長は水産庁が実施した（１）の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告と。

また、２点目の対応方針といたしまして、上記１の対応を行った後に、上記の指導にも関わらず指導に従わないと見込まれる場合、または再度違反が確認された場合の委員会の対応方針は以下のとおりとするとして、違反内容といたしまして２つありまして、まず①の「委員会指示に従わず遊漁者がくろまぐろを採捕した場合又は意図せず採捕して直ちに海中に放流しなかった場合」と。また２点目として、「遊漁者がくろまぐろ（大型魚）を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合」と。それ

それにつきましての委員会としての対応としては、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき、農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をするということになっております。

また（２）として、裏付命令の申請に係る手続は会長（または会長職務代理）に一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。その都度委員会を開催するということでは間に合わないというか、機動的に対応できるように、手続については会長に一任として、後日、委員会に報告ということで、あらかじめ、このような手続を定めておくものということでございます。

私のほうからは以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、まずは参考人として御出席いただいております、遊漁団体 3 名の方々から御意見をいただきたいと思います。まずは、一般社団法人全日本釣り団体協議会の綿井様、よろしくをお願いいたします。

○綿井専務理事 聞こえますか、綿井です。聞こえていますか。

○今井会長 聞こえております。

○綿井専務理事 遊漁団体ですから、釣りができなくなるっていうのはつらいものがありますけれども、国の施策でもあるし、時期が限られてますし、それと法律で定まった資源管理を推進していく上で、大事なことで、大事な期間だと思いますので、容認はします。ただ、僕はするんだったら、明石のタコの問題のときも随分こちらで、僕は大阪なんですけども、話し合ったんですけども、僕、そういう人は釣り人じゃないんで、水上警察で捕まえてくださいと言いましたら、その 2 日か 3 日後にいいんですかとおっしゃるので、いいですって。法律を守るのは、国民の義務ですから、法律になってる限りは捕まえてくださいって言うと、2～3 日後に水上警察が同行して捕まえて、こちらのローカルですけれどもニュースにもなりました。ですから、罰則がこう、今聞いてますと命令までなんで、何か具体的な、多分プレジャーボートで出て

釣ってる人も多いと思いますので、もうちょっと具体的に水上警察が取り敢えず逮捕できるみたいなことがあればいいんじゃないかなという気はします。

以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。続きまして、公益財団法人の日本釣振興会の高橋様、よろしくお願いいたします。

○高橋事務局長 日本釣振興会の高橋でございます。この決まりというか規定は、将来的には釣り人が釣れるマグロが増えてくれればよい訳ですので、基本的には反対はありません。ただ、今、綿井さんもおっしゃってましたけど、違反した人に対して何かこう罰則っていうのがなくて、これが実行できるのかなというのは、そのところが気になりますけども、基本的にはこういう規則については、将来のためにもなりますので、特に異論はございません。

以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。最後に、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の桜井様、よろしくお願いいたします。

○桜井理事 ただいま御紹介いただきました、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の桜井でございます。本日はよろしくお願いいたします。資料の準備をしておりますので、事務局の皆様、資料投影をお願いいたします。

これまで2つの委員会、太平洋広域漁業調整委員会と日本海・九州西広域漁業調整委員会に参加をさせていただいて、我々新しく設立をされた団体ですので、事務局の皆様からも我々の活動とかをぜひ御紹介くださいということで、お言葉いただいておりますので、私たちの取組の簡単な紹介と今回の委員会指示に関する我々からの意見と言うか、こういうふうにしていったらいいんじゃないかなというところの大きく2点を、簡単ではあるんですけど、御説明させていただきます。

では、ページをお願いいたします。我々の団体は、今年の6月の1日に設立をされた新しい団体でございまして、東京の中央区、日本橋のほうに事務所を構えておりま

す。それで、我々の会の活動理念というのが国の発展に寄与し豊かな資源を次世代にということで、あくまで資源管理を軸にして、僕らはその釣りっていうことにフォーカスを当ててますけれども、それを次世代にきちんと承継をしていく、そのための活動をし、こういったような団体になっております。

我々の団体の活動目標は、大きく2つございます。1つは、釣り、そしてその釣りを含む水産業、水産ビジネス全体のエコシステム作りってことを1つの活動目標に挙げてます。このエコシステムっていうのは、海も同様に生態系、その産業、ビジネスとして見たときに、今回の漁業者、漁業従事者の皆様、そして我々のような遊漁、釣り具に関する団体、そしてもっと広く捉えれば、海を利用するマリン・レジャースポーツの人々、これスキューバダイビングとかも含めてです。たくさんの人たちがこの海辺でビジネスをされておると。それでこうなったときに、非常に我々問題だと思っているのが、そのルールが現状存在していないと。今回のその委員会の根拠になっている漁業法っていうのが、当然根拠になる法律としてございますけれども、今回問題になっているように、遊漁とか釣りを取り締まったり、規制をする制度、ルールっていうのは、事実上ほとんど存在していないと。こういったところに、非常に強い危機感、危機意識を持っておりまして、そういったルール、制度づくりというのを、釣り人が釣り人によって主張するのではなくて、水産業に関わる全体の皆さんと連携をしながらルール作りをしていきたい。ですので、我々6月1日に設立をしておりますけれども、設立時から農水省、水産庁の皆様、それと関連する他の省庁であったり、政治家の皆様、そして地域で実際にビジネスをする釣り団体の皆さんであったり、地域の金融機関さんであったり、いろんな人たちを巻き込んで、こう連携をしていく形で包括的な制度作りっていうのをしていくと。ルールがないと、その生態系っていうのは、当然維持されませんので、こういったところに非常に主眼を置いております。

そして、もう1つが、先ほど冒頭でも水産庁さんからお話あったように、新漁業法の中でも言われている資源管理の推進ということで、我々の団体はその釣り人をやっ

ておりますけど、釣り人のための団体ではなくて、あくまで魚、資源のためっていうところを強く主張っていうのをさせていただいてます。それで、私も釣り、もちろん好きでやりますけれども、日本の水産資源ずっと減り続けてるっていうふうに言われてまして、国際的に見ても、海を含むこの地球環境への配慮っていうのは、非常にその課題意識として強くなってきておると。ですので、その釣り人だとか、漁業者だとか、その他の立場とか、それぞれの枠を超えて、しっかりと資源管理をしていく。それで、ちょうど触れますけども、水産庁の皆さんにこうやってやってくださいとか、役所の人たちにこうやってやってくださいとか、その要望をしていくんではなくて、自分たちが自ら進んで資源管理にも協力をしていく、水辺の環境、当然清掃等も含めた活動を、積極的に実施をしていって、自分たちの子供とか、次の世代に向けて、この釣り場であったり、広く言えば豊かな海っていうものを継承していくための活動、この2つがしっかりできれば、できるようになる、自立自走して、釣り人であったり、水産ビジネスに関する人ができるようになれば、我々の団体存在意義はいい意味でなくなりますので、この2つが達成されたら解散がされると。そういうような理解で活動しています。

実際に、今回のクロマグロってところに関して絞ってお話をする、既にこのキャッチ・アンド・リリースと呼ばれるその漁獲の資源の枠を消費しないやり方、一般的にこれはスポーツフィッシングと呼ばれてますけれども、今年のこのシーズン入った北海道、青森、津軽海峡、日本海側であったりっていうところの釣り場では、だいぶそのリリースっていうのが普及をいたしまして、小型魚から大型魚までたくさんの魚がリリースをされておると。それで、我々としては、その必要以上の魚をキープしない、持ち帰らない。これはクロマグロに限らず、資源に限りがありますので、魚をたくさん並べて写真を撮って、近所に配りたい気持ちもよく分かりはするんですけども、必要以上は持ち帰らない、むしろ、持ち帰る必要がなければ海に返すと、こういったことの活動っていうのを啓蒙してやっております。

ちょうど、前回の広域漁業調整委員会にも質問が出たんですけど、本当にクロマグロってリリースできるんですかと御質問いただきましたが、ちょうど、昨日ユーチューブのほうに、このクロマグロのリリース方法という解説動画、これ2分程度なんですけども公開をいたしました。これ御関心ある方はぜひ、J S Aクロマグロ・リリースとか検索いただければ、もうユーチューブで一般公開されておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。今回は、船の上に揚げずに船べりでリリースする、そのリリース方法っていうのを動画でレクチャーする形でまとめておるんですが、船に実際に揚げてから針を外して、救急用の担架等を用いて、担架でリリースをする方法とか、いくつか、そのリリースっていうのも手法がございまして、これらの手法ごとに今後も動画を公開したり、あとは現地での講習、こういったものを本格的に実施していくと。それで、既に実施はされていて、だいぶそのクロマグロの採捕、キャッチする数っていうのは減少しているのではないのかなと。それで動画を見ていただければ分かるんですが、いろいろな研究があって、いろいろな数字の引用ができるんですが、一般的には海外も含めてリリース後のこのクロマグロ、魚の生存率は95%程度だというふうに言われておりますので、資源の枠っていうのは消費をしない形なのかな。ただ、一方でそのキャッチ・アンド・リリースに関しても、魚に負担がないわけではございませんので、魚に負担がない形、あと魚への負担の影響等も、これも大学の皆さんなんかとも研究テーマにしたいなと思っておりまして、既に複数の大学の方々とはコンタクトを取り始めておると、こういうような状態でございます。

それで、クロマグロが、その資源管理という意味では電子タグを打って、採捕した際にそのデータを取るっていうことも草の根ではあるんですが実施をしております、これは、これもほかの魚を研究してる大学の先生たちとも話してるんですが、そのやっぱり定量的なデータが圧倒的に足りない。やっぱり、そのフィールドに出て実際に魚にコンタクトをしてデータを集めていく。こういったところに関しても、我々の団体のほうで釣り人を組織化をして、官の水産庁の皆さんももちろんですし、あと学術

的な皆さんへの調査協力っていうのも積極的にやっていきたいなと。今、やっぱり釣り業界が自己負担をして、この高価な電子タグを打ってリリースするっていうことをやっておりますけれども、これもやはり、より広範囲にかつ継続的にやることが、最終的には、例えばクロマグロでいけば日本の国際的な資源枠の増加、獲得する枠が増えるってことは、今、寄与するだろうというふうに考えておりますので、これも釣り人が率先してもちろんやる。ただ、国の皆さんであったり、アカデミックな皆さんとの連携も積極的にやっていきたいなというふうに思っています。

それで、加えて、これは漁師の皆さんとも連携しておりますけれども、あとは海洋のごみ、あと漁具のごみ等っていうのがやっぱり台風の後とか、海洋上に当然出てきてしまうと。ここも、全国、北海道から沖縄まで、各船長さんたちとキャンペーン的に定期的に清掃活動っていうの実施をしておりますで、これも、より制度化というか習慣化をして、きちんとやっていきたい。海洋のごみに対して、こういう人的な清掃活動がどれぐらいインパクトがあるかって言ったら、もしかしたら、根本的な解決にはならないかもしれないんですけども、やはりその本質的な課題として、この意識改革とか、海に対する意識、自然環境に意識っていうものを長い目で見て高めていく。こういうところにも注力をしてやっております。

そして、今回のクロマグロ採捕の委員会指示に関して、大きく3点、我々からコメントをさせていただきます。

1つ目は、きちんとルールを整備していきたいなというふうに思っておりますで、今回で言えば、今年度に関しては当然このまま採捕、キャッチが続けば、禁止になる。ここに関しては、全く異論はございません。私個人も含めて、私たちの団体も含めて、釣り人に何が何でも釣らせてくれと、そういうことを主張するつもりは一切ございませんでして、今年に関しては禁止になる可能性が極めて高いし、そう判断せざる得ない情報の収集がされてるかなというふうに思っています。一方で、来シーズン以降に関しては、これ他の広調委でもお話をさせていただいたんですが、その遊漁、釣りに

よる漁獲の枠の割当て、その明確に釣っても良い範囲をきちんと規定をしていく。その際には、やはり問題になるのは一部のマナーの悪い釣り人。要は、一人でクロマグロを何十匹も持って帰ると。そんなに釣れること、私もクロマグロ釣りやりますけれども、そんなに釣れることってそんなに当然ないんですけど、やっぱりそういうことがあれば、食べ切れない量を持って帰っていくと。こういうマナーの悪い釣り人がいるのも事実でございます。なので、際限なく釣らせてくれっていうことは全く考えておりませんでして、クロマグロ（大型魚）であれば、1匹いれば十分です。家族と周囲の人たちと楽しむには十分ですので、我々の世界ではバックリミットって言うておりますけれども、1回の釣行につき持って帰っていいのは、例えば1尾まで。それ以外に関してはリリースを義務づける。加えて、先ほど他の参考人の方もおっしゃってましたが、明確な罰則とそれを取り締まるための運用をきちんとオペレーションとして整備する。ここに関しては、国の皆さん取り締まってくださいではなくて、我々ももう積極的に協力をしていきたいと思ってます。性善説というよりか、性悪説に基づいて、きちんとルールを作って運用していく。これが、中長期的には大切なのかなというふうに思っています。

そして2つ目、今回は目先の採捕の禁止ってことが話題になっておりますけれども、我々日本国に与えられたクロマグロの漁獲枠に対して、今、様々な漁法でクロマグロを採捕していると思います。それで国連が定める、持続可能な開発目標、SDGsの中でも海を守るという国際的なテーマに関して伝統的漁業、そしてその地域の漁村を守っていこう。これが、国際的なスローガンとして掲げられております。その資本主義というか、ビジネスを純粋に海の中に持ち込めば、当然大きな資本を投下して大規模操業して魚を獲ったほうが当然売上げ、利益は上がりますけれども、資源には当然限りがありますので、そういった大規模操業、大資本の操業活動と伝統的な一本釣りであったり、あと我々のような釣りであったり、こういったところのその釣りの漁法と資源に与える影響っていうのを加味した全体的な枠の管理、これをしっかりやって

いく必要があるのかな。なので、釣り人も釣らせてください。定置網、一本釣り釣らせてください。まき網獲らせてください。みんなが釣らせてくださいって言うても、限りある枠をみんながただ自己主張して消費していただけたと思いますんで、今、世界的な水準で言えば、むしろその立場を越えて資源をしっかり管理をして、環境負荷の少ない漁法から当然枠が与えられる。これは、全く世界の流れにとってみても反してない訳ですから、そういった活動をしていきたい。そして、その資源管理については、やはりその科学的な調査がされてると言っても、各国のその主張に関して、どこまでそれが正確なのかっていうのは、もう正直、今、なかなか各国でも分からない。なので、やはりそこは姿勢として、定量データをしっかり集めていく。そこには、遊漁船であったり、釣り人の人たちも国の枠組みと一緒に作って行って調査に積極的に協力をしていく。例えば、採捕した数も含めて、リリースであったり、例えば目撃したナブラ、魚の群れの規模、情報、サイズ、こういったものも、どんどん中央できちんと吸い上げてデータ管理をしていく。そういったデータが、漁師の皆さんにも共有がされれば、もしかしたら互いに釣果を上げることにつながるかもしれないし、とにかく立場を越えた資源管理の枠組みっていうのを我々としても実施をしていきたいし、その準備がございましてというのが2つ目でございます。

そして最後3つ目ですね。今回、例えば採捕が禁止になった場合ということでよく言われておりますのが、地元の旅館の経営者さんであったり、飲食店、それと燃料を販売しているガソリンスタンドのような事業者の皆様。旅館であれば、例えばクロマグロを主としている地域においては年間の収入のほぼ全てがクロマグロ。年間半年しか稼働しなくても、それで1年間のお金を稼いでいる。ガソリンスタンドの皆さんにヒアリングをしても、全体の売上げの30%とかから40%程度がこの遊漁船の船長さんたちによるガソリン、燃料の購買っていうことで、きちんとこれから推計はしていきたいと思うんですが、1匹当たりマグロが採捕されるときに漁として獲る場合とスポーツフィッシングで獲られる場合とでは、当然地域に波及する経済効果、これ変わっ

てくると思ってます。ここに関しては、経済学であったり、地域の社会学も連携した学術的な先生方との研究をこちらに関しても始めていこうってことで、今、コンタクトをしておりますし、釣りは、基本的に私、今、東京にありますけれども。東京でも魚釣れますが、基本的に魅力的な釣り場であったり、魚は、全国各地に点在をしている。地域の資産になってます。ですので、地域活性化という文脈では官公庁の皆さんとか、内閣府地方創生推進事務局の皆さんとか、こういったところとも連携をして、地域全体巻き込んだ枠組みにしていきたいなと、こういうふう考えております。

これで以上なんですが、最後に1点だけ。これ前回もお伝えさせていただいたんですが、今日本当にお招きいただきありがとうございます。私、今日で3回目の広調委になってますが、1回目の太平洋広域漁業調整委員会に参加した際に、静岡の鈴木委員からコメントいただきました。他の委員の皆さんからもいろんなコメントいただいて大変参考になったんですが、静岡の鈴木委員からコメントいただきました。このいただいたコメントっていうのが、参考人がこんなにしゃべって、会議が成り立つのかと。異例の広調委ですと。加えて、そもそも、その漁業者と遊漁者、この遊漁者が漁業者と同じ土俵で議論することなんてできないんだから、釣り団体の人たちはもっと大きくなってから来てくださいと。こういうふうに私言われまして、この場合は、当然会長に発言の承認をいただいてコメントしておった訳ですけども、素直に謝罪を申し上げました。ただ、その場で鈴木委員含めて太平洋の皆さんにもお伝えしましたが、私その仕事柄、他の省庁の委員をやったことも当然ありますし、一般の会議体に参加をしています。ただ、その参加してる会議で発言が多いだとか、その同じ土俵で議論できる訳ないとかって言うのは、言われたりだとか、見たりってことは過去一度もありません。これが、広調委の皆さんの詰め方ってことであれば、別に私は何の異論もないんですが。今日の会議も、これ議事録を水産庁の皆さんが正式に記録をされて、誰が何を言ったか、半永久的に残ると思います。それは日本人であっても、海外の人であっても水産庁のウェブサイトを見れば議事録を確認できる。これを、10年後、

50 年後、100 年後になったときに、同じ僕らのその日本人の人たちが見たときに、海
っていうものを議論の題材にしながら、この人は議論していい、この人は発言してい
い、この人は同じ土俵で議論してはいけないっていうことをこの 2021 年において言っ
ていると。ここに、やはり非常に強い危機感を感じました。その静岡の鈴木委員とか、
他の委員の方に、これを私が苦情として申し上げたいんじゃないじゃなくて、逆に私がその強
く感じたのは、釣り業界の、やはり責任だなと。我々が今まで漁業者の皆さんであつ
たり、官公庁の皆さんときちんと対話だったりコミュニケーションをしていなかった
がために、この今、SDGs が言われる 2021 年において、海とかクロマグロってもの
を題材に議論してる場で、あなたたちはまだ小さいんだし議論できませんよと。出直
してくださいってことが、この水産庁のオフィシャルの会議で言われてる。それが半
永久的に議事録として残ったときに、僕はその自分の子供とか、次の世代の人たちが
それを見たときに、本当に誇れるんだらうかっていうふうに強く感じてます。なので、
今回、クロマグロがテーマになっておりますけれども、我々であつたり、あと私個人
としても非常に強い関心があるのは、この水産業、漁業を含めた規制の改革であつた
り、水産業をしっかり盛り上げていく。そこの根底には、資源管理がある。ここが、
非常に重要なテーマになってまして、今日、皆さんと何かその激論を交わしたいとか
つてつもりで来てる訳ではなくて、むしろ今日、このクロマグロをスタートラインに
して、より積極的に漁業者の皆さんであつたり、漁協の皆さんとどんどん交流をして
いきたい。釣り人から言わせれば、まき網があんなに獲ってと言っておりますけど、
私、まき網の人たちと直接話したことないんですね。実は、釣り人の多くも直接話し
たことある人っていうのは、ほとんどいない訳でして。まき網の人たちから言わせれ
ば、恐らく、そんなに簡単にぽんぽんマグロは獲れないだろうっていうのは、私も少
し考えれば分かるんですけど、じゃあ、対峙して議論する場があつたかっていうと、
そんなことはなかったと思うので、全国各地に出向いて交流していきたいなと思いま
す。

最後1つ、これ水産庁の皆さんに向けてというか、話なんです、先日、その日本海・九州西広域漁業調整委員会が終了した後に、北海道、檜山の振興局さんから、即日でそのクロマグロの採捕を禁止する委員会指示が出ましたということで、北海道から各釣り具店とか団体に通達が出されて、非常に大きな混乱が生じました。土日だったこともあって、当然北海道庁開いておりませんので、釣り人から多くの問合せがございまして、それで今回の委員会指示案も含めて、採捕を禁止する委員会指示ではなかったと理解しましたので、我々として情報発信をオンライン上でも行って、約3万件の閲覧があって、正しい情報発信をするというところを取り組みさせていただきました。前回の広域漁業調整委員会でも、漁業者の皆さんからどうやって今回の採捕規制のルールを周知するのか、あるいはきちんと守らせるのか。遊漁者の人たちはどうやってやるつもりなんだというふうに言われました。一方で、北海道庁の水産課の方々は、当然、これお仕事な訳ですけども、誤った情報を出されてしまって、非常に落ち込んでおられました。ここでもすぐに釣り人が、これだから役所はと言うことを話し出しましたので、そういうことではないと。それであれば、我々が正しい情報を伝えればいいじゃないかってことで、正しい情報を通達をして、一件落着いた訳なんですけども。こういった際に、すぐその水産庁対釣り人とか、釣り人对漁業者とかやっても、何も生み出さないと思いますと。それで、加えて言えば、逆に言えば、中央のその水産庁さんと各地域のコミュニケーションっていうのも、逆に言えば十分に図られてない。オペレーションが十分ではないっていう課題が浮き彫りになった訳です。特に、その遊漁者っていうのは、週末のレジャーとして土日に活動しておりますので、こういったときのその情報の連携であったり、緊急時の連携体制っていうのは、官民でしっかり形成していくことが大事なのではないのかなと思いましたので、これは水産業の皆さんへの要望というよりも、こういった課題がありますので一緒にやっていきましょうということで、終わりにさせていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○今井会長 どうもありがとうございました。

○桜井理事 ありがとうございました。

○今井会長 では、まずは参考人の皆様から頂きました御意見に関しまして、水産庁のほうから見解というか、回答というか、それをお願いいたします。

○権藤課長補佐 水産庁です。三団体の皆様の貴重な御意見ありがとうございました。まずは、全体を通じて共通していたものといたしまして、今回の広域漁業調整委員会指示に基づく採捕の規制につきまして、あまり罰則がないと言いますか、その辺りの御指摘があったかと思います。それで、先ほど資料の１－３で対応方針案ということで御説明いたしまして、こちらにつきましては本来３月の委員会指示、採捕の規制が出たときに本来作っておくべきものだったんですが、当初はもともと、それほどクロマグロの遊漁による採捕は多くないだろうという想定で始まっていたものですから、こういったものがなかったんですが、先ほど資料１－３で裏付命令の申請というところまでの対応方針と御説明したところなんですけども、委員会指示に基づくものというものは、どうしてもまずは、指導に始まりまして、その指導に従わないですとか、悪質な違反と、そういったものを繰り返すっていう場合に裏付命令を発出いたしまして、さらにその命令に従わなかった場合につきまして罰則として１年以下の懲役でありますとか、50万円以下の罰金というものが適用されるという、漁業法第191条とそのようになっておりますので、現状、広域漁業調整委員会指示でやっている段階では、そのようなものになってるというところにつきましては御理解いただきまして、今後またさらに漁獲可能量と、そういう段階的に進んでいけばまた違った罰則っていうものが出てくるんですが、現状の広域漁業調整委員会指示に基づく段階ではそのようなものになっております。

また、桜井様のほうからも先日、先ほどお話にありましたような檜山支庁のちょうど週明けにこちらにも問合せが来まして、北海道庁のほうにいろいろ聞きまして、いろいろ周知、道庁内でも各振興局が広く周知しようとして、いろいろあらかじめ準備

されて、広域漁業調整委員会が終わったらすぐに周知をしていただいて、いろいろと資料のほう送付していただいてたところなんですけども、1支庁のところだけが既に採捕禁止になったように受け止められる資料を出してたということで、確かにいろいろとこちらも、遊漁船業っていうのは都道府県のほうに登録されておりますので、こちらもまずは都道府県を通じていろいろと情報周知を図ってるところですけども、先ほど一緒にやっていきましょうという御意見もいただきましたので、こちらもいろいろと周知に向けてやっていきたいと思います。

私のほうから、まず以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから各委員の皆様方から御質問あるいは御意見等を承りたいと思います。よろしくお願いします。御意見あるいは御質問あられる方は、その旨申告して御発言をお願いいたします。

○梅田委員 会長さん、山口県の梅田ですが、発言良いでしょうか。

○今井会長 よろしくをお願いします。

○梅田委員 前回の委員会指示のときの資料を見ますと、瀬戸内海で沿岸クロマグロの承認を持っている漁業者がいる、そういう県は、11府県のうち、主に紀伊水道周辺の3県になっております。それで、山口県も含めまして、残り8県では、承認を持っている漁業者はおりません。そのため、目の前にマグロが跳ねても、指をくわえて見てるしかないというような状況でございます。一方、瀬戸内海の委員会指示によりますと、遊漁者は報告すれば、実質的に大型クロマグロを釣り放題というような状況になってると思いますね。私も前回の委員会でも発言しましたが、30キロ未満は当然禁止になっておりますが、瀬戸内海の漁業者に全く我々含めまして漁獲枠がありませんし、また、瀬戸内海では日本海とか太平洋と違いまして、クロマグロ遊漁の実態っていうのはあまりないと思いますね。それで、少なくとも瀬戸内海におきましては、クロマグロについても禁止してほしいと前回も言いましたし、今回も同じように主張

をさせていただきたいと思います。それと、日本海と九州西、太平洋ですか、その委員会の報道によりますと、大型クロマグロが 20 トン程度ですかね、になったら会長さんがそれぞれ採捕禁止の公示を検討するというような今回の指示ですが、もう瀬戸内海におきましては、少なくとも山口県含めて漁業者は全く釣れませんので、遊漁がないと、遊漁のクロマグロの実態がないという今、この時点で、遊漁が本格的にならないように、逆にすぐさま大型魚のクロマグロの採捕を禁止していただければなというのが、山口県の委員としての発言でございます。よろしくお願いします。

○今井会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○大川委員 和歌山県の大川です。会長、発言良いですか。

○今井会長 よろしくお願いします。

○大川委員 この資料の中の遊漁っていうんですけども、その遊漁の定義の中に団体に属さない一般の遊漁者はどのようにして把握してるんですか。

○今井会長 では、水産庁、今の御質問に関して見解等ございましたらお願いします。

○権藤課長補佐 和歌山県の大川委員からの一般の遊漁っていうか、どう把握してるかというところで、遊漁船業に登録してないって、プレジャーボートでありますとか、そういうところについては、どうしても不特定多数になりますので、それを把握してるっていうことではありませんで、今回 6 月からの広域漁業調整委員会指示に基づくクロマグロ採捕の規制の周知につきましては、広くマリーナですとか日本小型船舶検査機構、J C I とか、海の駅とかいろんなところに、ポスターでありますとか周知のものを、あと釣り具店のほうとか、いろんなところに送付しまして、必ず報告もらってる人が遊漁者なのかそうじゃないのかっていうところなんですけども、実際にお電話でも問合せがあって、全く個人のプレジャーボートを使っても何か自分も報告するのかというところで、お問合せがありました。こちらが全て把握してる訳では

ないんですが、そういう方からも実際に釣った場合に報告が来てるという状況にはなっております。

○大川委員 その割合はどのぐらいと考えられるんですか。

○榎藤課長補佐 すみません。報告をもらうときに、その部分の仕分けをしておりませんで、割合というのはこちらで把握はしておりません。

○大川委員 時間かけてでも、少しでも港を回って現状の把握をしていただきたいなと思います。

○榎藤課長補佐 御意見として承っておきます。ありがとうございます。

○今井会長 ありがとうございます。大川さん、今のでよろしいでしょうか。

○大川委員 よろしくお願いします。

○今井会長 ありがとうございます。それでは、ほかにございませんでしょうか。

特に、マグロの登録をしておられる、漁師さんのおられる県の委員の方とか何かございませんでしょうか。大阪と徳島かな。徳島ですね。

○桜井理事 J S Aの桜井ですけど、質問していいですか。

○今井会長 どうぞ。

○桜井理事 ありがとうございます。先ほどの山口の梅田委員に質問なんですが、その30キロ以上、瀬戸内海の遊漁も含めて一斉禁止にしてほしいというのが山口県の意見だということを発言されてましたけど、その要は根拠ですよ、根拠っていうのは漁師さんたちが一切獲れないから、同じように釣り人も禁止すべきで、それを要望してるっていう理解をしたんですが、その認識であっていますでしょうか。

○梅田委員 山口県の梅田でございますが、基本的にはそういう考え方なんですけど、瀬戸内海、そもそもそんなにマグロが釣れて困るっていうほどのマグロがいるわけじゃなくって。

○桜井理事 そうですよ。

○梅田委員 それで、漁業者も全く獲る枠がないんで、例えば刺し網にかかった

ときにどうするんだっていう問題がすぐ出てくるんです。獲ってはいけないって言われてるから。そういうような状況の中で資源管理をやっているという状況なんですけど、そういう状況で漁業者が資源管理やっているのに、遊漁者はじゃあ大型獲っていいですよと、報告すれば。というところに疑問を感じる訳ですね。

○桜井理事 ああ、そうですね。

○梅田委員 マグロの資源を保護するということであれば、海域によって状況が違うと思います。日本海と瀬戸内海ではですね。やっぱり瀬戸内海は少なくともじゃあマグロは全員で資源管理に向けて禁止にしようじゃないかと。そういう合意作りをしたいということなんです。

○桜井理事 なるほどですね。分かりました。ちなみに、勉強不足でありますけど、その山口県、瀬戸内海の管轄でさっきおっしゃったように、マグロがかかってしまって、そのかかった数量を報告するとかそういったことって、もう今まで取組されてるんですか。

○梅田委員 それで、たまたまかかったやつをどうするのだと。例えば、リリースして生きようになってないマグロですし、というようなケースが出てきたときがあるんです。それで、瀬戸内海っちゅうのは、何トンまでという枠はないんです。若干というような表現で、リリースしてもどうしようもないしっちゅう場合には、若干の範囲の中で処理するっちゅう、そんなすごい苦しい状況なんですね。だから、例えば定置なんかに大量にどっと入ったりするようなことが、過去にもないんですけど、あったりすると……。

○桜井理事 そうですね。

○梅田委員 全くないんで。

○桜井理事 なるほどですね。

○梅田委員 そういう中で、遊漁者がそこにおったら釣ってもいいですよなんて、言われると、漁業者の皆は大反対しとるわけですね。

○桜井理事 なるほどですね。

○梅田委員 その辺御理解いただいたらと思うんですけど。

○桜井理事 分かりました。ありがとうございます。すみません、ありがとうございました。

○今井会長 どうもありがとうございました。デリケートな部分もございますので、また少しずつコミュニケーションしながらよい方向に行きたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

○桜井理事 度々すみません。もう一個だけ質問しても良いですか。

○今井会長 どうぞ。

○桜井理事 ありがとうございます。これ水産庁さんへの質問なんですが、2つありまして、1つは今回のそもそもの要はクロマグロの資源管理に大きな影響を与えると。その根拠っていうか、何を持って大きな影響って言ってるかっていうのを正しく理解したいなと思ってまして、今、私の理解だと水産庁さんがもともと推計していた量が、遊漁によるクロマグロ採捕は年間10トンであると。この10トンに対して、今年は1か月弱で10トンの報告が上がっているんで、危機的な状況だというふうに水産庁さん認識しているっていう理解をしてるんですが、一方でその全体の日本の漁獲の枠に対して見てみると、当然この例えば10トンとか、仮に100トンでもしあったとしても、全体数量でいけば、当然大きくないというふうな理解をしています。特に今年、クロマグロ増えてるっていうふうに体感的に思っている方多いと思いますんで。そうなったときに、その資源管理に危機的な影響を与えてるっていうのは、昨年対比で年間10トンしか獲れてなかったものが1か月で10トン獲れてますよっていうふうに理解をされてるのか、それとも、その全体の決められた枠の中でトン数に限らず、その数量に限らず、そもそも把握ができない数字が10トンだろうが100トンだろうが、あるのが問題で、問題視してますっていうのが、どちらなのか。それで、もし仮に昨年対比10トンに対して、今年1か月弱で10トン獲れてるってことであれば、マグロの

量が多いから 10 トン、昨年の 10 トンが 1 か月で 10 トンになってるのか、それとも、もともとの推計の 10 トンっていう数値に集計上問題があったのか。その辺りの見解をお聞きしたいっていうのが 1 つですね。

それで、あともう 1 つが、先ほどの北海道の檜山の話、もう一回持ち出して恐縮なんですけれども、実際に檜山の管内の皆さんが禁止を通達したことによって、例えば操業者の人たちは、禁止の指令が出たので操業を取り止めた。営業を中止した。こういった話も出てくる訳ですね。その営業停止した際に、じゃあ実はそれは誤報であって、採捕が禁止になったので営業が停止した、ただそれは誤報であった、じゃあそのときの営業の保証ってどうなるんだと。こういった声も出てきてます。これはほかの広調委でも私お伝えしたんですけど、そのすぐに、国に対して保証だとかを要求するっていうのは、もうそれずっとやっててもやっぱり誰のためにもなりませんので、むしろどうすればそういったことが再発しないのかっていうのを考えていく。とにかく、そういう活動にしたいと思ってます。それで、先ほどのそのお話をお聞きしても、なぜこういった誤報が起きてしまって、どのように今後再発を防止する取組をするのか、それで、そのときに我々ができることといえば、土日問わず、365 日体制で釣り人への通達をオンライン等も含めて迅速に行う。こういった要は協力ができるし、積極的にやっていきたいというときに、原因とその再発防止っていうのは、今は水産庁さんであったり、あとは北海道ですよ。過去にも似たような事例があったっていうのを私聞いておりますんで、長いんですが、この 2 点質問になりますので、よろしかったら御回答お願いいたします。

○今井会長 よろしいですか。水産庁、お願いできますでしょうか。

○魚谷資源管理推進室長 水産庁の資源管理推進室長、魚谷です。まず 1 点目の御質問というか御意見というか、要はこの今回の指示に基づいて禁止をする場合の条件として、資料 1－2 を見ていただければ、「漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるとき」に、期間を定めて禁止をす

る旨、公示をするという形になっています。この支障、「枠組みに支障を来すおそれ」というのは、どういうことかというような趣旨かと理解をしました。まず、この遊漁におけるクロマグロの採捕の制限について、3月の指示に始まっている訳ですけども、こういう形の規制というか、管理の枠組みを導入してるっていうのは、まさに先ほど山口県の委員の方からお話もありましたけれども、他のTAC魚種では、全ての県、厳しい数字を、厳密な数字を割り振ってTAC管理していただくということにはなっていません。少ない県については、「現行水準」っていうような形で、目安量で管理してるっていうものがございます。一方で、クロマグロについては、非常に全体の枠が厳しい中で、全ての都道府県に対して厳密な数量の配分をして、それを守っていただくという形で対応してきているというのがございます。そういう中で、これまで、漁業者がそういう厳しい管理を強いられて、場合によっては途中で漁を止める、あるいは入ったものを逃がすということをやっている中で、遊漁者の人たちは獲り放題だというような話、そういうとこがございました。そういう中で、遊漁についてもしっかりと、特にクロマグロについてはしっかり管理をしないといかんというような問題意識もあって、今の流れになってるわけですけども、そういう中でこれまでの遊漁での採捕量については、アンケート調査を通じて年間10トンぐらいだろうというような推測があった訳で、それを念頭に考えていた訳ですけども、蓋を開けたら半月でそれぐらい獲れてるという状況になってきたということです。それで、数字的には今年の留保、これはある意味、去年の未利用分が予想以上あったっていうことで80トン、大型魚についてはある訳ですけども、そういう中で50トンは沿岸漁業等における積み上がりへの備え、10トンは試験研究等による漁獲を吸収するというような形で必要だということで、遊漁の漁獲を吸収できる分っていうのは20トンぐらいですよという御説明をさせていただきました。ここで、その「資源管理の枠組みに支障を来すおそれ」という言い方をしてるのは、そういう国の留保にも限りがあって厳しく、沿岸漁業者の方々から、この50トンの留保も国で抱えてるんじゃなくて配分してくれというよう

な意見もございます。そういう中で、超過のリスク等に備えて国で持ってるっていうのがある中で、そういうところにも、ある意味、遊漁における採捕数量が食い込んで、そこも消化してしまうと、食ってしまうというような状況になれば、そのますますその漁業者の皆さんから、遊漁の管理ちゃんとやってくれというような形になって、もう今、皆さん、苦勞して、我慢して、やってるという仕組み自体が、崩壊してしまうんじゃないかというような形を懸念してるというところでございます。そういう中で、今年のあくまでも今年の留保の状況からすると、20 トンぐらいを超えてどんどん獲れてしまう状況になれば、ほかの皆さん、漁業者の皆さんとの関係において、管理全体がうまくいかなくなってしまうだろうということで、こういう言い方をしています。そういう形での御説明になりますけれども、これで答えになっているかどうか定かではないところもございますが、考え方としてはそういうところですよ。20 トン超えると国の枠がすぐ超過してしまうとか、そういったことを言っている訳ではないというところは御理解いただけるんじゃないかと思います。

もう1点目、その誤った情報が現場に行ったことによって、いろいろこう現場におられる、現場で商売等やられている関係者の皆さんに支障が生じたというようなところ、その再発防止というところで、そこについては、とにかく正しい情報が現場に行き渡るようにするしかないということでございまして、そういう意味で水産庁としてはいろんなメディアの方の協力を得たり、都道府県との関係においては、あらかじめ出せる状況を前広に相談しながらやるとか、そういったところになるかと思っておりますけれども、そういった形での正確な情報を現場に行き渡らせるために、どういう工夫ができるのかっていうのは、引き続き考えていきたいというふうには思います。

以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

○桜井理事 ありがとうございました。

○今井会長 それでは、ほかに御意見等ございませんでしょうか。

○梅田委員 会長さん、山口県の梅田です。よろしいでしょうか。

○今井会長 どうぞ。よろしくお願いします。

○梅田委員 よろしいですか。

先ほどは、瀬戸内海は大型のマグロも今、釣ってる実態がほとんどないんで、すぐさま禁止してほしいという発言をしましたが、それにつきましては水産庁さんの回答がなかったかと思うんですけど、どんなもんなんだろうかな。

○今井会長 水産庁、よろしいでしょうか。

○魚谷資源管理推進室長 水産庁、魚谷でございます。事実関係から申し上げますと、瀬戸内海各県に対しても漁獲枠としては混獲管理分ということで、非常に少ない数字ではございますけれども、各県それぞれに配分はしているところでございます。そういう中で、獲れる分をとということでございますけれども、一方で実際にはほとんど獲れていないというような状況というのがあって、すぐにでも止めてもらいたいという御意見、そういう御意見自体は、御理解はいたしますけれども、一方で、遊漁者、釣り、レジャーでやってる方々、いきなり全て止めるというようなところというのは、難しだろうという中で、こういう広調委指示、段階的な試行的なやり方ということで、広調委指示で、まずは小型魚の禁止と大型魚の報告という形で始めたということでございますけれども、大型魚については、繰り返しになりますけれども当初の想定を大幅に上回る採捕がなされたということで、今回追加の措置についてお願いをしてるというところでございます。それで、これ広調委指示に基づいてやるということで、全国考えると、3つの海区に分かれた広調委として、それぞれの指示を横並びでやってくというところが現実的なやり方だというふうに考えております。そういう中で、全体としては先ほど申し上げたような留保との関係で、取りあえずというか、目安というか、そういうものがあって、それを見ながら横並びで、今回、先ほど申し上げたような枠組みに支障が生じるおそれがあると、全国単位でそういう状況にあると判断されたときに、3つの海区に関する広調委で、タイミングをそろえて禁止を公示する

という形を考えてるというところでございますので、ここはある海域だけ前倒しでやるっていうところは考えてないっていうところです。

以上でございます。

○今井会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○梅田委員 もう1つあれですけど、3海区足並みそろえて委員会指示出しますという、そういうような発想というのは多分あるかなと思いますが、例えば、今言われましたけど、瀬戸内海ではほとんど漁獲実態がないと言われましたよね。そうすると、例えば日本海とか太平洋側で20トン超えたら、瀬戸内海は全然獲っておりもせんのに、また改めて獲っていきませんよっっちゃうような委員会指示を出すということになりますよね。何か矛盾するような気がしてならんのですけどね。じゃけん、瀬戸内海での今、16トンぐらい獲ってるけど、そんな中、何トンか獲ってますよと。じゃけん、日本全体で20トン遊漁者が獲ったら、瀬戸内海も当然禁止するんですよっていうふうな何となく理屈は分かるけど、今ほとんど獲ってないっちゃうのに禁止すりゃいいじゃないですかっていう理屈に僕にはなる訳ですね。そこらが分かりにくいなっちゃう気がしましたんで、発言をさせていただきました。

○今井会長 ありがとうございます。よろしいですか。もう今に対して何か御回答、何かあります。水産庁としては今の何か山口県さんの言ったことについて、何かコメントとかございますでしょうか。

○今井会長 どうぞ。

○魚谷資源管理推進室長 山口県の委員の方からの御発言ありましたように、経緯というか事実関係から言うと、6月1日に報告義務が開始されて、どんどん積み上がってってというところで、そこはほとんどが日本海主体の採捕になってるという状況で、そこで積み上がった結果として、その先ほどの目安のような数量まで達したときに、3海域足並みそろえて止めるってなると、他の海域は、ほとんど遊漁者も獲れてないじゃないかというような問題があるんじゃないかというのは、確かにそのとお

りではあるかと思いますが。一方で止め方としては、先ほどの繰り返しになりますけれども、日本全体としての留保という中での吸収ということからすると、ここは一律に1つのタイミングで止めざるを得ないということでございます。それで、将来的には、今、この広調委指示に基づくやり方というのは試行的段階ということでやっていて、将来的にはというか、行く行くは、あるべき姿としては、TAC制度の中に組込んで管理をしていくということに持っていくんだと思います。そういうときに、遊漁としての、TAC制度に組み入れるっていうことは、どれぐらいまでというところまで含めて、検討するっていうことになりますけれども、そういうときに海域ごとにどうするのかとか、そういったところも詰めて考えていく必要があるんだろうというふうには考えております。現状で、この広調委指示という仕組みを使って、いきなり法に基づいて直罰というか、違反したら即罰則だというような形ではなしに、そういう不特定多数の者である遊漁者の方々を対象とする規制という意味では、まずはこの広調委指示というやり方を使ってというところで始めているということからすると、広調委指示の仕組み上、この3海域並びを取ってというやり方にせざるを得ないというような考え方でございます。

以上でございます。

○今井会長 どうもありがとうございます。梅田さん、よろしいですか。

○梅田委員 分かりました。今後ともよろしくお願いします。

○今井会長 どうもありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。御意見とか御質問。よろしいでしょうか。

それでは、本委員会といたしましては、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の第39号を本日付で発出するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第38号及び第39号に基づく遊漁者のクロマグロの採捕の制限の違反者への対応方針を本日付で制定することとしまして、後の事務手続上につきましては軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。反対の御意見の意思が

ある方は、その意思を表明していただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、参考人は議決には参加できません。

じゃあ、ありがとうございます。それでは、反対の御意見はないようでございますので、原案どおり決議いたしたいと思います。事務局のほうで委員会指示についての事務手続、官報への掲載等をお願いいたします。よろしくお願いします。

それでは、続きまして議題2、その他でございますが、事務局では特にないのことであります。せっかくの機会ですので、委員の皆様方から何か情報提供などありましたらお願いいたします。もしある場合には、マイクをオンにして御発言をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ございませんですよ、どうもありがとうございます。

最後に重ねての確認でございますけれども、これまでの議事においてウェブ会議ではありますが、意思の疎通は図られたものと認識しておりますが、よろしいでしょうか。何か御発言したいことがある方は、マイクをオンにして伝えていただければと思います。異議がない方は、異議なしと御発言をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今井会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございます。

では、全ての議事について、皆様に御了承いただいたとさせていただきたいと思えます。

それでは最後に、次回委員会の開催予定について事務局のほうから説明をお願いします。

○岩本所長 3月にお伝えしましたとおり、今年の11月頃に次回委員会を開催したいと考えております。日時、場所などにつきましては、会長または委員の皆様方の御希望をお受けしながら、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、追って御連絡

させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございます。次回の委員会は 11 月頃に予定されているとのことでもあります。10 月以降も委員を務められる方におかれましては、次回の委員会の出席をよろしくお願いいたします。

委員の皆様、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。

事務局におかれましては、本日頂いた御意見を踏まえて今後の委員会の運営に活用させていただきたいと思います。

なお議事録署名人に指名させていただきました大阪府の岡委員そして広島県の濱松委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、御確認等よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、第 42 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○魚谷資源管理推進室長 ありがとうございました。

(15 時 28 分閉会)